

諮問番号：令和5年度諮問第1号

答申番号：令和5年度答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和5年5月1日に提起して処分庁銚田市長が行った債権の差押え処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

第2 審理関係人の主張

1 審査請求人の主張

固定資産税の滞納を理由とする債権の差押え処分は不当であるので、この処分により換価・配当した金員を審査請求人に返還することを求める。処分庁が差押えた債権の換価・配当を未だに行っていないのであれば、直ちに債権の差押えを取消すことを求める。

審査請求人は、〇〇〇年度の当該土地の価格（評価額）について、銚田市に対して水戸地方裁判所に提訴しており、現在審理中である。司法による判断が定まっていない係争中の土地の価格に基づく固定資産税について行政が差押えを行うのは不見識であり不当である。

当該土地の「所在位置」、「インフラ整備」及び「行政サービス」を考慮すると当該土地の利用上の便（利便性）は「標準宅地」に比べて格段に低く、当該土地に定住することは現実的に不可能である。又当該土地は別荘やセカンドハウス用の土地としても利用が困難であり、住宅地として現在利用されている「標準宅地」とは利用状況が大きく異なるので、当該土地を「標準宅地」と同一の状況類似地区内における同一の平米単価の土地と評価することは市場原理に反しており甚だ不見識であり不適切である。このような杜撰で不合理な価格評定に基づく固定資産税の賦課は不当であり、その不払いを理由とする債権の差押えは不当である。

2 処分庁の主張

本件審査請求において、審査請求人が、本件債権差押処分により換価・配当した金員を審査請求人に返還することを求めると主張しているが、本件債権差押処分に係る取立（換価）及び配当は行っていない。

本件審査請求において、審査請求人が当該土地の価格（評価額）について銚田市に対して水戸地方裁判所に提訴しており、現在審理中であるとしているが、〇〇〇年度固定資産税の土地の価格（評価額）に関する訴訟が〇〇〇年（行ウ）第〇号審査申出の決定取消請求事件として水戸地方裁判所に提訴されており、当該税目が本件債権差押処分に係る滞納税の一部となっている。

固定資産税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならないことが地方税法第373条第1項第1号において規定されており、滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によると同条第7項に規定されている。本件債権差押処分においては、納税通知書及び督促状の送付をしても納付が確認できなかったことから、差押えを行った。

賦課処分と滞納処分とは、それぞれ目的及び効果を異にし、それ自体で完結する別個の行政処分であるから、賦課処分の違法性は滞納処分には継承されない。したがって、賦課処分に取り消し得べき瑕疵があっても、その処分が取り消されるまでは、滞納処分を行うことができ、また賦課処分が取り消されても、その取り消し前の完結した滞納処分の効力には影響がないとの裁判例が示されている。よって、〇〇〇年度固定資産税は訴訟提起をうけているとはいえ、取り消されたものではないから、有効なものであり、その課税を基にした本件債権差押処分は、有効なものである。

処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続きの続行を妨げないと行政事件訴訟法第25条第1項に規定されていることから、〇〇〇年度の固定資産税の賦課処分の効力は妨げられない。また、処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続きの続行の全部又は一部の停止をすることができると同条第2項中に規定されているが、裁判所から執行停止命令もない。

よって、本件債権差押処分は、関係法令により適法かつ適正に執行している。

第3 審理員意見書の要旨

1 意見

本件請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 地方税法第373条第1項第1号において、固定資産税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならないと規定されている。また、同条第7項において固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によると規定されているとともに、国税徴収法第62条第1項において、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行うと規定されている。

(2) 裁判例によると、賦課処分と滞納処分はそれぞれ目的及び効果を異にする別個の

手続による行政処分であり、賦課処分の違法性は滞納処分に承継されず、したがって、仮に課税処分に瑕疵があったとしても、当該課税処分が無効であるか、権限のある者によって取り消されない限り、滞納処分の効力に影響を及ぼすものではないと解されている。また、賦課処分が重大かつ明白な瑕疵により無効であるか、違法を理由として権限のある機関によって取り消された場合でない限り、先行する賦課処分の不服を理由として滞納処分の取り消しを求めることはできないと解されている。

(3) 上記により、本件債権差押処分に違法性は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年7月21日 諮問書の受付

令和5年7月31日 審議（令和5年度第1回鉾田市行政不服審査会）

令和5年8月7日 審議（令和5年度第2回鉾田市行政不服審査会）

第5 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求人の主張、審理員意見書を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

1. 法令等の定め

地方税法第373条第1項第1号において、固定資産税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならないと規定されている。また、同条第7項において固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によると規定されているとともに、国税徴収法第62条第1項において、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行うと規定されている。

裁判例によると、賦課処分と滞納処分はそれぞれ目的及び効果を異にする別個の手続による行政処分であり、賦課処分の違法性は滞納処分に承継されず、したがって、仮に課税処分に瑕疵があったとしても、当該課税処分が無効であるか、権限のある者によって取り消されない限り、滞納処分の効力に影響を及ぼすものではないと解されている。また、賦課処分が重大かつ明白な瑕疵により無効であるか、違法を理由として権限のある機関によって取り消された場合でない限り、先行する賦課処分の不服を理由として滞納処分の取り消しを求めることはできないと解されている。

2. 本件処分について

関係法令の規定に基づく適正な手続を経て行われており、本件債権差押処分に違法性又は不当である点は認められない。

3. 審理員手続の適正性等について

審理員の審査手続については、違法又は不当な点は認められない。

4. 結論

上記により、当審査会は、第1の記載のとおり答申する。

銚田市行政不服審査会

会長 大久保 敏雄

委員 荒野 義昭

委員 藤沼 浩

委員 中根 智子

委員 人見 光一